厚生労働省
福島労働局

厚生労働省　福島労働局発表
令和７年６月２３日

担当
福島労働局労働基準部
健康安全課長　齋藤　勝
安全衛生係長　皆川　将延
電話０２４－５３６－４６０３

福島労働局長が安全パトロールを行います

福島労働局（局長　岡田直樹）では、７月１日から７日までの１週間が全国安全週間となっており、また７月が「ＳＴＯＰ！熱中症クールワークキャンペーンふくしま」の重点取組期間となっていることから、これらの時期に合わせて、建設現場を対象とした福島労働局長による安全パトロールを実施します。

建設現場においては、死亡災害及び熱中症による労働災害が最も多く発生していることから、死亡災害発生リスクの大きい高所からの墜落・転落災害防止対策や熱中症予防対策等の実施状況を安全パトロールにより確認し、その取組を広く発信することにより、建設業界における安全意識の高揚を図ることを目的として実施するものです。

なお、本パトロールには、岡田労働局長のほか、白河労働基準監督署（署長　森合吉徳）、建設業労働災害防止協会福島県支部が同行いたします。

・日　　時　　令和７年７月３日（木）　午後１時 30 分から
・工 事 名　　西郷村新庁舎建設工事
・施工場所　　西白河郡西郷村熊倉折口原 40
・施 工 者　　株式会社大林組東北支店

※　取材（現地）に当たってのお願い

〇パトロール時、保護帽（ヘルメット）の着用をお願いします。（保護帽を用意出来ない場合には下記アドレスあて、６月 26 日（木）までにご連絡ください。）
〇工事現場内では、現場管理者の指示に従って取材をお願いします。
〇集合場所は、別添・事務所案内図の現場事務所になります。
〇車両の通行・駐車は現場管理者の誘導に従って下さい。
〇現地では、福島労働局健康安全課長（齋藤勝）が取材対応いたします。
〇現場入場者を把握するため、６月 26 日(木)までに、下記アドレスあてに①報道機関名②出席者氏名③連絡先電話番号をお知らせ願います。

出席者等登録用アドレス：kenkouanzenka-fukushimakyoku@mhlw.go.jp

（福島労働局労働基準部健康安全課）

【現場案内図】

住所：福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原43-1
㈱大林組　西郷村新庁舎工事事務所　１階会議室

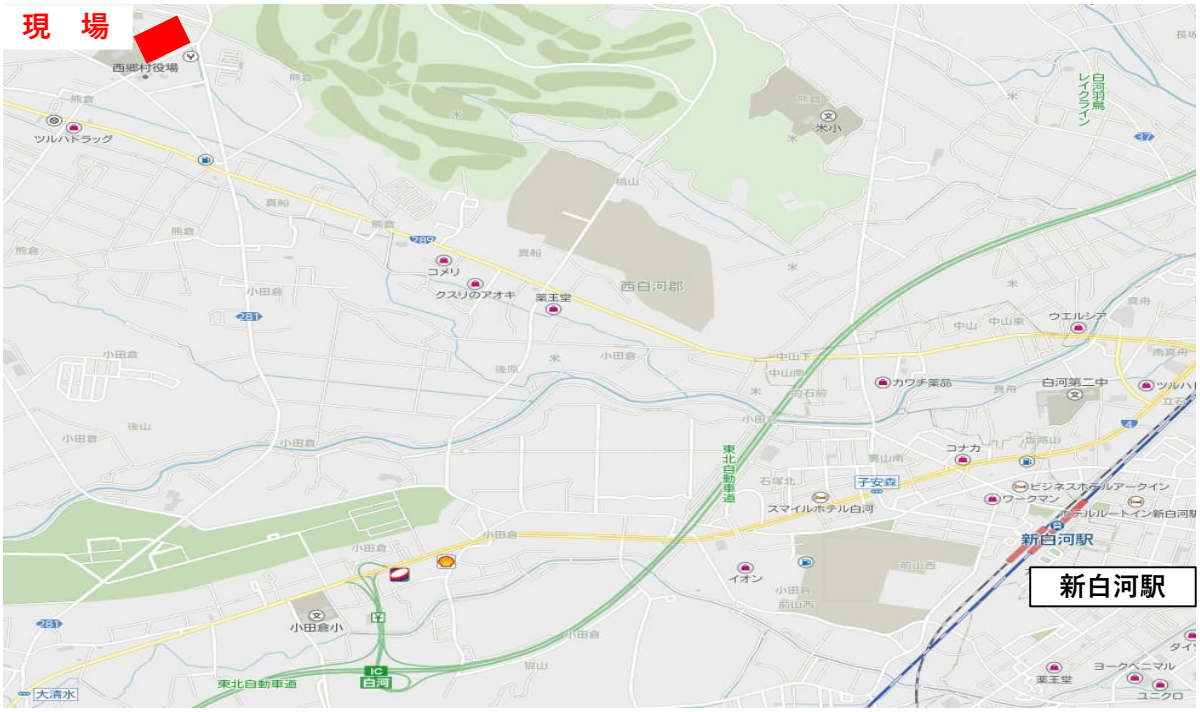

第98回 全国安全週間

期間 令和7年7月1日(火)～7日(月)

準備期間 令和7年6月1日(日)～30日(月)

多様な仲間と築く安全未来の職場

今年で98回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上の死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和7年度は、「**多様な仲間と　築く安全　未来の職場**」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主 唱　厚生労働省 、中央労働災害防止協会

協 賛　建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和7年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和7年度全国安全週間実施要綱について（抜粋）

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

① 安全衛生管理体制の確立
- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③ 自主的な安全衛生活動の促進
- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施
- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組
- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- オ トラックの逸走防止措置の実施
- カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策
- ア 一般的事項
  - （ア）「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
  - （イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
  - （ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
  - （エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
  - （オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
  - （カ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
  - （キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
- ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策
- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

⑤ 林業の労働災害防止対策
- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策
- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP!熱中症　クールワークキャンペーン）
- ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
- ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
- イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- ウ その他請負人等が上記10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/index.html

中央労働災害防止協会
https://www.jisha.or.jp

職場のあんぜんサイト
https://anzeninfo.mhlw.go.jp

●職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省　安全衛生　検索

中央労働災害防止協会　安全週間　検索

●労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

帳票入力支援サービス　検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

キャンペーン実施要綱

STOP！熱中症
クールワークキャンペーンふくしま
～７月は熱中症対策に重点的に取り組みましょう～

○令和6年、全国の熱中症による休業4日以上の死傷者数は1,257人、うち死亡者数が31人となりました(確定値)。
○福島県内でも、職場における熱中症による死傷者が2年連続で20人程度発生しています。
○熱中症による労働災害は、例年その約8割が7月、8月の2ヶ月間に集中して発生しています。
○特に、梅雨明けを迎え、暑さ指数(WBGT)が急激に上昇する7月には災害発生件数が急増しています。

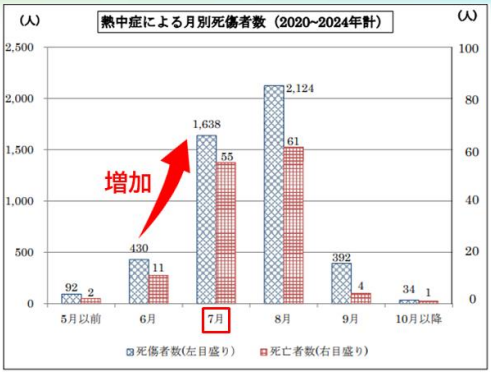

➡7月はより一層の熱中症対策が求められます。

重点取組期間 7月 にすべきこと

□ 暑熱順化

暑さに慣れておくと早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止めることができます。暑くなる前に身体を熱中症対策モードにしましょう。

☑ いつもより作業時間を短く設定し徐々に長くする

☑ いつもより休憩回数を増やす 休憩時間を長くする

☑ いきなり高負荷をしない 低負荷作業から始め高負荷作業に移行する

□ 労働衛生教育

7月は熱中症のリスクが高まっていることを含め、熱中症の予防や体調異常者が現れた場合の対応方法などについて重点的な教育を行いましょう。

雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施することが重要です。

□ 健康管理

作業開始前の健康状態を確認しましょう。特に、7月からは巡視回数を増やすなど、作業中の健康状態もこまめに確認しましょう。

チェック項目(例)
- □ 朝食は食べたか
- □ 体調に異常はないか
- □ 前日は十分に眠れたか
- □ 前日に多量の飲酒をしていないか
- □ 暑熱順化の不足等　　など

□ 水分・塩分補給

熱中症予防には、こまめな水分と塩分の補給が重要です。休憩時間だけなく作業途中にも定期的に水分・塩分を摂りましょう。特に、高齢者はのどの渇きを感じにくい傾向があるため管理者が一斉に水分補給を呼びかけるなどの工夫が必要です。

□ 暑さ指数(WBGT)に応じた対策の強化

7月は気温が急激に高まる時期です。
暑さ指数(WBGT)の低減効果を再確認し、必要に応じ追加の対策を行いましょう。

例:扇風機や換気扇を併用する、
休憩場所にシャワー設備を設ける など

暑さ指数(WBGT)が基準値を上回ると熱中症の発生リスクは急激に高まります。
対策を強化しても暑さ指数を(WBGT)を基準値以下にできない場合には、一度作業を中断しましょう。

福島労働局・労働基準監督署

職場における熱中症対策の強化について

～令和７年６月1日に改正労働安全衛生規則が施行されました～

熱中症による死亡災害の多くが「初期症状の放置、対応の遅れ」を原因としていることを受け、熱中症の発生リスクが高い作業を行わせる場合の措置が新たに事業者に義務付けられました

対象作業

WBGT値28度以上
又は
気温31度以上

の環境下で

連続１時間以上
又は
１日４時間を超えて

実施が見込まれる作業
※業種は問いません

実施事項

① 発見体制の整備

「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制を整備してください。
例：職場巡視やバディ制の採用、 ウェアラブルデバイス等の活用等

本人からの報告を受けるだけではなく、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

② 実施手順の作成

熱中症のおそれがある作業者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう必要な措置の実施手順を作成してください。

③ 関係者への周知

上記①②について、あらかじめ関係者に周知してください。
※関係者には労働者以外にも、一人親方など熱中症のおそれのある作業に従事する者が幅広く含まれます。

＜熱中症のおそれのある者に対する処置（②実施手順）の例 フロー図＞
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう

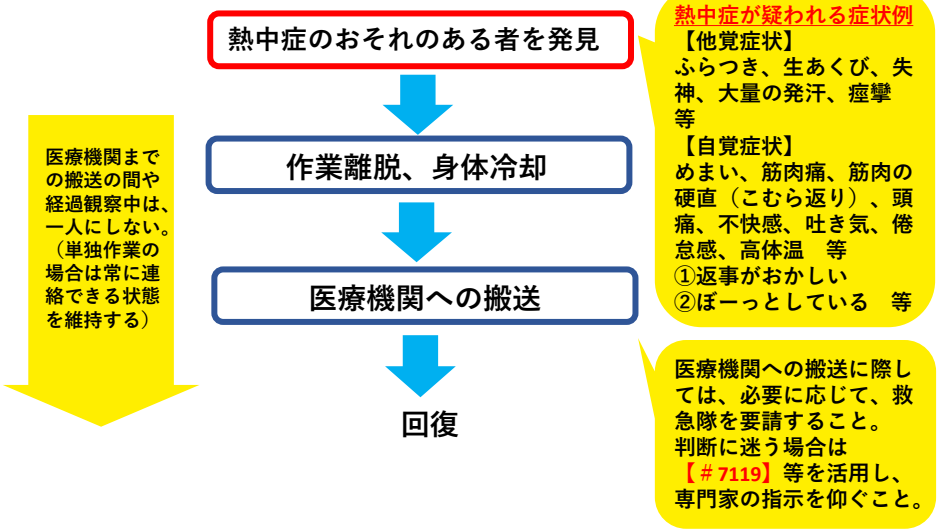

＜周知方法の例＞

【朝礼やミーティングで周知】

【メールやイントラネットで周知】

福島労働局・労働基準監督署